

## 鳥取県告示第 451 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

ふるさと納税に係る 寄附金の収納事務

### 2 委任を受けた分任出納員

鳥取県総務部名古屋本部

主 幹 石原 恵一

副主幹 森田 美穂

### 3 委任期間

平成 20 年 5 月 20 日から平成 21 年 3 月 31 日まで